



日に日に秋も深まり、冬の気配を感じますね。

当センターでは、男女共同参画の視点から様々な事業を行っています。今月はその中から、相談事業を中心にをご紹介します。

相談事業のご紹介



誰もが誰かに話を聴いてほしくなることがありますよね。そんな時、思い出していただきたいのがパレア松本の相談事業です。普段生活する中で、気づかずにたまった悩みやストレスをゆるめる場所として利用していただければと思います。


どなたでも何度でもご相談いただけます（女性弁護士相談を除く）。

秘密は厳守されます。お気軽にご連絡ください。



【心と生き方の相談】



	実施日・時間	相談内容	相談員	連絡先
一般電話相談	毎週火・金、第1・3水 9:00~12:00	・人間関係について (親子、夫婦、家族、 職場等)	産業カウンセラー、 元福祉事務所相談員 等	0263-39-1105
男性電話相談 ※男性対象	第2・3・4火 17:00~20:00	・離婚について ・健康について ・仕事について ・生き方について	男性相談員	0263-37-1587
面接相談 	平日(水曜日除く) 13:00~16:00 ※第4金のみ 16:00~19:00 【50分間、予約制】	・子育てについて ・介護について 等	産業カウンセラー、 公認心理師、キャリア コンサルタント等	0263-39-1105



【女性弁護士相談】 ※松本市民の女性が対象（毎月第1火曜日に当月分一斉予約開始）

	実施日・時間	内容	相談員	連絡先
女性弁護士 相談	第2火、第4月 13:30~15:30	・夫婦問題、離婚 ・相続 ・労働問題 等	女性弁護士	0263-39-1105



弁護士相談は希望者が多いので、お申込みはお早めに！



男女共同参画的ホットピック



今月知っておきたい言葉

ジェンダー(Gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

社会の中で作られた「男性像」「女性像」のことを指しますが、それ自体は良いものでも悪いものでもありません。しかし、この男性像や女性像をもとにそれぞれの生き方や行動に制限をかけることが問題とされています。ジェンダーの対比語として、生まれたときの性別を表す「セックス(Sex)」があります。



9月18日にアメリカで亡くなった「ルース・B・ギンズバーク」さんをご存知でしょうか。連邦最高裁判所の判事で、史上2人目の女性判事でした。優秀な成績であるにもかかわらず、女性だからという理由で希望した就職先はすべて不採用。しかし、何とか大学教員として職を得て、そこから差別と闘うリベラル法律家として敏腕を振るい、世界的に有名になりました。

彼女の活躍の様子は、映画『RBG 最強の85才』や『ピリブ 未来への大逆転』で詳しく知ることができます。困難に立ち向かっていく彼女の姿に勇気をもらえます。

新着図書のご紹介

パレア松本には図書コーナーがあり、どなたでも自由に本を読んだり、借りたりすることができます。今月のテーマは勤労感謝の日(11/23)にちなんで、「働く」。その中から2冊をご紹介します。



『女性のための「起業」の教科書』

(豊増さくら編著、日本実業出版社、2018年)

起業するにあたって身構えてしまうのが、手続きや制度という方も多いはず。この本は中小企業診断士、弁護士、税理士などの専門家が一緒になって作っていて、丁寧に分かりやすく説明されています。この本を読めば、鬼に金棒!

「日経 WOMAN」(日経BP、2020年11月号)

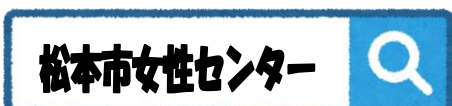
本ではありませんが、言わずと知れた働く女性のための雑誌です。読者は30代が中心で、内容は仕事だけでなく、趣味、お金、恋愛、料理レシピ等、幅広い記事が魅力です。今月号は皆さんが気になる来年の手帳が特集されています。

当センターでは定期購読をしており、毎月ご覧いただけます(貸出不可)。



このニュースレターは、松本市公式ホームページでも見ることができます

Facebook もやっています!



<編集・発行>

松本市人権・男女共生課(松本市女性センター)

〒390-0811

松本市中央 1-18-1 Mウイング3階

TEL 0263-39-1105 /FAX 0263-37-1153